

改定後	改定前
<p>i D会員特約（携帯型） 第12条（会員保障制度） （略） 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 （略） <u>（7）i D会員（携帯型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がi D会員（携帯型）の過失に起因する場合</u> （8）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害 （9）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 （10）その他本特約および会員規約の違反に起因する損害 （略）</p>	<p>i D会員特約（携帯型） 第12条（会員保障制度） （略） 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 （略） （7）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害 （8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 （9）その他本特約および会員規約の違反に起因する損害 （略）</p>
<p>第19条（特約の変更） <u>本特約の変更については会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第19条（特約の変更、承認） <u>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にi D携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
	<p><u>第21条（読み替え等）</u> <u>法人f会員においては本特約における「本会員」または「家族会員」とあるものは法人f会員規約第2条にて定めた「代表使用者」および第3条にて定めた「使用者」とそれぞれ読み替えるものとします。</u></p>